

第1回産業経済常任委員会

令和5年3月14日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 第1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- (2) 議第42号 下呂市ふれあい広場条例について
- (3) 議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について
- (4) 議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について

出席委員（6名）

委員長	中 島 ゆき子	副委員長	田 中 喜 登
委員	今 井 政 良	委員	伊 藤 嚴 悟
委員	一 木 良 一	委員	吾 郷 孝 枝

欠席委員（1名）

委員 田 口 琢 弥

委員外議員

議員	鷺 見 昌 己	議員	森 哲 士
議員	田 中 副 武	議員	中 島 新 吾

説明のため出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
まちづくり推進部長	田 谷 諭 志	財 務 課 長	小 澤 和 博
地域振興部長	小 池 雅 之	総 務 部 長	今 瀬 成 行
秘書広報課長	小 林 哲	観 光 商 工 部 長	河 合 正 博
観 光 課 長	渡 邊 展		
小坂振興事務所長	田 添 誠	小坂振興事務所副所長	石 丸 直 志

職務のため出席した者の職・氏名

議会総務課長 熊崎 賀代子

議会総務課主任主査 柿ヶ野 明 広

○委員長（中島ゆき子君）

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、産業経済常任委員会を開催させていただきます。

それでは、ただいまから産業経済常任委員会を開催いたします。

なお、本日、2番 田口委員より欠席届が提出されていますので御了承願います。

出席委員は6名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

本日、1番、4番、8番、13番議員から傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

本日もまた、どうぞよろしく願いをいたします。

今日のコロナの感染者数が下呂市、ゼロということで、何日ぶりかということのをちょっと調べてみたら、去年の7月2日以来8か月ぶりだそうでございます、何とかこのまま本当に少なくなって収まっていればいいなというふうに感じております。マスクについても、徐々に徐々にだとは思いますが、取れる方向で本当に平常化していけばいいなあというふうに思っておりますので、今日はよろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（中島ゆき子君）

ありがとうございました。

議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（今井政良君）

改めて、おはようございます。

今日も事務局長は欠席となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。代わりに課長が務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それから、感染がゼロということで本当に喜んでおりますけれども、まだ予断を許さない状況ですので、どうか皆さん感染しないようによろしくお願ひしたいと思います。

今日は4件の付託案件がありますので、御審議よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長（中島ゆき子君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはその限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第22号、議第42号、議第44号、議第45号の4議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、説明をお願いいたします。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志君）

資料の1ページを御覧ください。

議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

1. 施設の名称でございます。下呂市飛騨小坂ふれあいの森。

2. 指定管理者となる団体の名称です。岐阜県下呂市小坂町湯屋745番地3、合同会社灯りや、代表社員 高瀬孝造さんです。

3. 指定の期間としまして、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。指定管理料は、年間170万円でございます。

5. 指定管理者の募集方法でございます。下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき、特定指名による選定をいたしました。

6. 指定管理者の選定理由でございます。

飛騨小坂ふれあいの森は、平成22年度から通算で13年間、高瀬氏が管理運営を行っています。当初は、年間利用者数が2,865人でしたが、PR活動により、平成28年度には利用者数が5,212人となり、売上金額も増加しましたが、平成30年度以降は災害やコロナ禍の影響で利用者が激減しております。

このような中で、感染対策を講じ、利用者のニーズに合わせたサービスを行い、小坂のイメージアップに尽くしていただいております。また、地元の住民を雇用し、働く場の確保も行っています。

今後は、新たな体験プログラムを作るなど積極性も見られ、コロナ禍で経営が非常に厳しい中でも経営努力されており、観光振興にも寄与していることから、公募によらず、合同会社灯りやを特定指名による選定をいたしました。

7. 指定管理者の行う業務の内容でございます。

飛騨小坂ふれあいの森の施設管理と運営でございます。

8. 指定管理施設の概要です。

この施設の開始年度は平成元年度でございます。敷地面積は2万平米でございます。施設の内容としましては、管理棟、調理棟、ステージ、バンガロー7棟、ログハウス4棟、トイレ、シャワー棟がございます。

以上で小坂振興事務所の説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第22号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第22号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第42号 下呂市ふれあい広場条例について、説明をお願いいたします。

○観光課長（渡邊 展君）

議第42号 下呂市ふれあい広場条例について。

かねてより、（仮称）イベント広場として整備を進めておりましたが、このほど完成し、名称をふれあい広場として今回条例を制定するものでございます。

議案書の125ページをお願いいたします。

下呂市ふれあい広場条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出。

提案理由でございます。

下呂市ふれあい広場を設置するに当たり、施設の目的、使用等に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱で説明いたしますので、議案書128ページをお願いいたします。

1. 制定理由。提案理由と同じですので省略いたします。

2. 概要でございます。

(1)設置。市民と観光客との憩いの場を提供し、市民相互、または市民と観光客との交流を促進するとともに、地域産業の振興に資するため、下呂市ふれあい広場を設置します。第1条関係でございます。

(2)名称及び位置。施設の名称、位置を定めます。第2条関係でございます。

名称につきましては、一般公募を行い、36件の応募をいただきました。この中から、観光商工関係団体など関係する方に審査を行っていただき、ふれあい広場に決定いたしました。

(3)施設の使用。施設の使用許可、制限など使用者に求める事項について定めます。第3条、第4条、第5条、第6条関係でございます。

(4)目的外使用及び権利譲渡等の禁止。施設の目的外使用や権利譲渡等の禁止について定めます。第7条関係でございます。

(5)原状回復の義務。施設の使用が終了したときは、当該施設を原状に回復するものとします。第8条関係でございます。

(6)損害賠償。使用者が自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときには、使用者の責めに帰すことができない特別な事情があるときを除き、その損害を賠償しなければならない

いものとしします。第9条関係でございます。

(7)委任。この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとしします。第10条関係でございます。

(8)この条例は、令和5年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

なお、委員会資料3ページを御覧ください。

施設の完成写真を掲載しておりますので、御参照ください。また、3月26日日曜日ですが、プレオープンイベントとしてマルシェ等を実施する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。御審査のほどお願いいたします。

○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第42号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続きまして、議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、説明をお願いいたします。

○財務課長（小澤和博君）

議案書の137ページをお開きください。

議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、御説明させていただきます。

令和5年度一般会計から令和5年度水道事業会計へ1億6,380万円基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものです。

水道施設は、市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政の責務であることから、簡易水道事業について、料金収入等の全ての収入でもっても経常損失が見込まれるため、繰り出し総額3億2,944万4,000円のうち1億6,380万円を基準外繰り出しするものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第44号について説明をいただきました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第44号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について、説明をお願いいたします。

○財務課長（小澤和博君）

それでは、議案書の139ページをお開きください。

議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について、御説明させていただきます。

令和5年度一般会計から令和5年度下水道事業会計へ1億3,462万7,000円基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものです。

下水道施設は、市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政の責務であることから、料金収入等の全ての収入をもっても経常損失が見込まれるため、繰り出し総額10億6,901万4,000円のうち、1億3,462万7,000円を基準外繰り出しするものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中島ゆき子君）

ただいま議第45号について説明をいただきました。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第45号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第22号、議第42号、議第44号、議第45号の4議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第22号、議第42号、議第44号、議第45号の4議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第22号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第42号 下呂市ふれあい広場条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第42号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第44号については全会一致で可決すべきものと決しました。
議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第45号については全会一致で可決すべきものと決しました。
以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了します。

午前9時45分 終了